

「自衛隊病院等在り方検討委員会」報告書  
(要約版)

平成21年8月28日  
「自衛隊病院等在り方検討委員会」

## 1 報告の趣旨

- 自衛隊衛生の任務は多様化、衛生機能全体の実効性向上が重要。
- 医官等低充足などに起因する衛生支援の限界等、自衛隊衛生全体の能力低下への懸念が顕在化。
- 自衛隊病院を含む自衛隊衛生全体のあるべき姿を見据えた、改善の方向性及び改善策を示し、今後の防衛力整備の資。

## 2 自衛隊衛生の概要

- 自衛隊衛生の意義
  - ・ 戦闘等で発生した傷病者の治療・後送及び平素からの隊員の健康の維持により人的戦闘力を維持・増進すること。
- 自衛隊衛生の役割等
  - ・ あらゆる事態等で、部隊活動支援するとともに、関係部外機関や在日米軍と連携し、被災者等に対する支援等を実施。
  - ・ 特殊環境下で行動する部隊等に医学的側面から能力発揮に寄与。
  - ・ 平素の隊員の健康を維持するための健康管理（健康診断及び診療）を実施。
  - ・ 医療従事者の知識・技能の維持向上及び養成、国家資格取得の養成を実施。定期的な衛生に関する普及教育。
  - ・ 部隊医学、潜水医学、航空医学及び衛生地誌学の調査研究を実施。
- 自衛隊衛生の体制等（陸海空自衛隊の体制全般は各幕で検討中のため、本報告書は自衛隊病院に焦点を当てて言及）  
自衛隊病院は、自衛隊法等に定められた任務を遂行する共同機関。概ね次のような役割。
  - ・ 衛生支援として、2次医療、3次医療の区分に応じた役割。
  - ・ 平素の隊員等の健康管理（健康診断、診療等）を実施。
  - ・ 医療従事者の技量維持・向上及び養成機関、医官等の教育機関としての役割。
  - ・ 医療水準等向上のため、臨床医学等に関する調査研究等を実施。

## 3 自衛隊衛生を取り巻く環境の変化

- 防衛力の役割が変化
  - ・ 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応や本格的な侵略事態への備え。
  - ・ 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取り組み
- 自衛隊衛生に係る環境の変化
  - ・ 国際平和協力活動等の本来任務化
  - ・ 医療技術が高度に進歩した状況に伴い、自衛隊衛生にも死者数0を目指した救命処置が求められている。
  - ・ 救急医療体制の整備が進められている中、民間医療との役割分担と更なる連携強化の必要性が増大。
  - ・ 派遣隊員の生命及び健康を守るための態勢及び長期間（派遣前～派遣後）心身をケアする態勢構築が重要
- わが国の衛生に係る環境の変化
  - ・ 災害時医療対策において災害拠点病院やDMAT派遣態勢の整備、ドクターヘリの導入。
  - ・ 新型インフルエンザ発生による水際対策等の施策。
  - ・ 高度・安全な医療を望む患者意識の変化に加え、法改正等による医療安全管理面に関する運用の厳格化等。
  - ・ 平成19年1月、診療所の入院に関する48時間規制が撤廃されたため、病院と同様の入院治療が可能となった。
  - ・ 良質な看護等を国民に提供する必要性に鑑み、平成21年7月、保助看法等が改正され、看護師等の臨床研修等が明記された。

## 4 自衛隊衛生のあるべき姿

- 統合運用態勢下における治療後送体系の確立。
- 平素は隊員等の健康を維持増進又は回復させ、健全な隊員・部隊等の育成に寄与。
- 医療技術向上のため、自衛隊病院、防医大病院等で多くの症例を経験することが必要。
- 自衛隊病院の態勢・体制
  - ・ 統合運用体制下における後送体系に基づく、各自衛隊病院の地位・役割を明らかにすることが重要。
  - ・ 自衛隊病院を3つに区分、それぞれに応じた機能を保持。  
第3次医療機関：先進高度医療を実施する「自衛隊中央病院」  
第2次医療機関：「地域の中核となる病院」  
自衛隊の行動の特性から必要となる特殊機能を有する「機能病院」
  - ・ 防衛医科大学校病院：医官育成に加え、防衛医学に関する専門家の派遣及び調査研究、並びに自衛隊病院とのネットワークの中で必要に応じて3次医療を実施するとともに、埼玉県第3次救急医療機関・特定機能病院・災害拠点病院として地域医療に貢献
  - ・ 自衛隊病院の規模（病院数、病床数等）は、平素から保持すべき規模を明らかにすべき。  
各種事態対処時の衛生支援所要が前提、民間病院の活用
  - ・ 自衛隊病院の医療従事者を事態対処地域等に派遣しうる態勢が必要。
- 健康管理
  - ・ 自衛隊病院・医務室は、医療情報等を共有し、健全な隊員・部隊等の育成を支援する機能を保持。
- 自衛隊衛生の役割遂行のための密接不可分な機能
  - ・ 医療従事者が平素からその専門的知識・技能を維持・向上することが必要。
  - ・ 医官等の研修の場として自衛隊病院にその機能保持が重要。
  - ・ 医官等の医療技術の向上のため、防医大との連携・強化が必要不可欠。
  - ・ 運用ニーズにあった衛生（医療）技術等の開発調査・研究が必要。

## 5 自衛隊衛生の現状と問題

- 医官の衛生部隊や病院の各診療科への配置、国内外の活動地域への派遣に支障
- 医官等医療技術の維持向上のための臨床経験の確保、必要な教育訓練等が不十分
- 衛生支援
  - ・ 事態対処時等に前方に充当すべき衛生要員等が不足
  - ・ 活動現場における救命態勢及び傷病者を迅速・安全に後送する態勢整備が不十分
  - ・ 各種事態の発生に伴い、関係部外機関や在日米軍と連携し、傷病者の治療及び広域搬送等を実行しうる態勢・体制が十分に整備されていない状況
  - ・ 隊員の心身両面からの機能回復を実施する態勢が不十分
  - ・ 自衛隊の行動特性から必要とされる特殊機能を有する病院整備が不十分
  - ・ 医官の不足（医官の早期離職）
- 健康管理
  - ・ 部隊、医務室と病院が連携した一体的な健康管理支援態勢の構築が不十分
  - ・ 医療の高度化や医療機器類の更新に伴う維持経費の増大
  - ・ 隊員の部外診療の増加による診療委託費の増大
- 自衛隊衛生の役割遂行のため密接不可分な機能
  - ・ 医療従事者の教育訓練機会及び診療経験数が不足
  - ・ 看護官教育の質・量とも不足
- 財務省予算執行調査からの指摘
  - ・ 省としても当該指摘については対応すべき点があると考えている。  
主な指摘事項：病床数見直しやオープン化の推進など、利用状況や収支状況の改善  
自衛隊病院の後発医薬品の更なる利用促進を図るべき。

## 【6 改善の方向性】

- あらゆる事態発生時における衛生支援機能の実効性向上（衛生支援）
- 全自衛隊員に対する心身の健康を維持し得る診療・健康診断・その他各種施策の提供（健康管理）
- 医官、看護官、衛生要員の継続的な能力向上（教育訓練）
- 民間と差別化された自衛隊特有の調査研究の充実（調査研究）
- 病院を利用しやすい環境の整備と効率化の推進（利用率向上・運営改善）

「集中」（「連携」「機動性」）

## 【7 改善策】 ※自衛隊病院に焦点

### 【自衛隊病院における衛生支援】

#### ◆自衛隊病院の集約化等

高度先進医療・最終後送病院の保持  
 地域の中核となる病院の保持  
 特殊機能を有する機能病院の保持  
 広域搬送に適した配置 他

#### ◆自衛隊病院等の規模・機能

各自衛隊病院の位置付け明確化  
 各病院の診療科・病床数の見直し  
 自衛隊病院の一部診療所化  
 拡張機能の保持 他

#### ◆医療従事者の効率的な運用

集中配置による派遣態勢強化  
 ローテーション要員の確保 他

#### ◆心身両面からの機能回復の機能保持

精神科・精神科病床の保持  
 リハビリテーション科の保持 他

#### ◆通信基盤及び統合後送態勢の整備

常時利用可能な通信基盤の確保  
 医療情報共有の検討  
 ヘリポート、駐車スペース等の整備 他

#### ◆衛生部隊との連携強化

派遣医療チーム等への助言等の実施  
 メディカル・コントロール体制の整備

#### ◆防医大病院との連携強化

自衛隊病院の医官等のバックアップ  
 最終後送病院との連携  
 各種事態における専門知識の活用

#### ◆他医療機関等との連携強化

関係部外機関及び在日米軍との連携強化  
 保険医療機関化及び救急診療の推進 他

**健康管理**：集約化等による自衛隊病院の機能強化、巡回診療の推進、各種助言等の実施、集団から個に至る健康管理支援

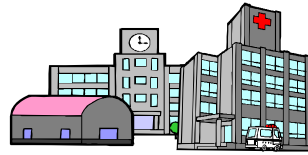
**教育訓練**：集約化・保険医療機関化による教育訓練の強化、通修・研修の促進、部隊の救急能力向上の支援、看護師教育の高度化

**調査研究**：運用ニーズにあった調査研究の推進、防医大等との連携強化、調査研究結果の公表促進

**利用率向上・運営改善**：集約化及び保険医療機関化による医療能力向上と通院手段の確保、後発医薬品利用の更なる促進等による運営改善

# 自衛隊病院の集約化のイメージ

現行



防医大病院

連携強化

集約・機能強化

将来

保険医療機関化の推進

